

「松伏町空家等対策計画（素案）」に係る意見募集の結果と町の考え方について

「松伏町空家等対策計画（素案）」に係る意見募集を実施した結果、1名の方から1件のご意見をいただきました。いただいたご意見について下記のとおり町の考え方を取りまとめました。

なお、提出していただいたご意見は、住所・氏名などの個人が特定され得る情報を除き、原則として原文そのものを転記しています。

1. 意見募集の概要

- (1) 実施期間 令和7年12月15日(月)から令和8年1月14日(水)まで
- (2) 対象者 町内在住、在勤、在学の方
- (3) 計画の閲覧場所 役場本庁舎1階町政情報コーナー、中央公民館図書室、多世代交流学習館図書コーナー、北部サービスセンターロビー、役場第二庁舎1階新市街地整備課、松伏町ホームページ
- (4) 実施結果 意見提出者1名、意見数1件
- (5) 意見の対応区分

A：素案に意見を反映	0件
B：意見として受けるが、素案のとおり	1件
C：その他（意見、要望等として承る）	0件

2. ご意見とそれに対する町の考え方

No.	ご意見	町の考え方	対応区分
1	特定空家、管理不全空家にも土地の所有者が居るので(借地でも)土地税制からそれらの土地の税増額等の処置が取れないでしょうか。 又、空家等管理活用支援法人制度はよい施策	〈前段〉 市町村は特定空家及び管理不全空家の所有者等に対し、指導・勧告することができます。必要な措置をとることを勧告された所有者等がこれ	B

	<p>と思いますが、町も支援して上手に運用出来る様してほしいものです。</p>	<p>に従わず、なお改善がなされていない場合、法令の規定により固定資産税の住宅用地特例（1/6等に減額）の対象から除外することが可能となっています。</p> <p>計画素案にはすでに同種の記載があることから原案のとおりとします。</p> <p>〈後段〉</p> <p>現在、町では空家等管理活用支援法人の指定をしておりません。ご意見はご要望として承ります。</p>	
--	---	--	--